

東京海洋大学海洋工学部履修規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第31条及び第32条の規定に基づく東京海洋大学海洋工学部（以下「本学部」という。）における授業科目の区分、履修方法及び単位の修得その他必要な事項については、この規則の定めるところによる。

第2章 教育課程

(授業科目の区分)

第2条 授業科目は、総合科目、基礎教育科目、専門科目及び教職に関する科目に区分する。

(単位)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算する。

- 一 講義については、15時間をもって1単位とする。
 - 二 演習については、30時間をもって1単位とする。
 - 三 実験、実習及び実技については、45時間をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究については、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(コースの所属)

第4条 海洋電子機械工学科の第3年次または第4年次の学生は、当該学科に置かれる次のコースに所属するものとする。

機関システム工学科

制御システム工学科

2 コースの所属に関し必要な事項は、別に定める。

(商船教員養成コース)

第4条の2 海洋電子機械工学科に商船教員養成コースを置く。

(卒業の要件)

第5条 本学部を卒業するためには、次表に掲げる授業科目の区分ごとに定める単位を修得しなければならない。ただし、授業科目の区分及び履修単位の詳細は、別表1の定めによるものとする。

授業科目の区分	学科及びコース		海事システム工学科	海洋電子機械工学科			流通情報工学科
	機関システム工学科	制御システム工学科		商船教員養成コース			
総合科目	共通導入科目	必修	8	8	8	8	8
	文化学系	選択	4	4	4	4	4
	哲学・科学論系	選択	4	4	4	4	4
	社会科学系	必修	—	—	2	—	—
		選択	4	4	2	4	4
	健康・スポーツ系	必修	2	2	2	2	2
		必修	4	4	4	4	4
	外国語系	選必	3	3	3	3	3
		選択	2	2	2	2	2
	自由選択		4	4	2	4	4
基礎教育科目	学部共通科目	必修	14	14	14	14	12
		選択	7	7	7	7	9
専門科目	必修科目		48	50	77	51	37
	選択必修科目		—	—	16	—	—
	選択科目		26	24	10	23	37
卒業に必要な単位数			130	130	157	130	130

(早期卒業の要件)

第6条 卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得した学生については、学則第42条第2項の規定により、3年以上の在学で卒業を認めることができる。

- 2 早期卒業に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第7条 授業科目、単位数及び毎週授業時間数は、別表1のとおりとする。

(履修方法)

第8条 学生は、別表1に定める開講年次に従い、履修するものとする。

(履修科目の登録)

第9条 学生は、所定の期間内に、その学年において履修しようとする授業科目を所定の方法により登録し、その内容を確認しなければならない。

- 2 前項の登録内容に不備がある場合は、所定の期間内に所定の方法で修正しなければならない。
3 止むを得ない理由により、前項の期間終了後に履修登録内容を修正する場合については、別に定める。

(履修登録単位数の上限)

第10条 当該年度中に履修登録できる単位数は、60単位を超えてはならない。

- 2 前学期又は後学期において、履修登録確認後においてもなおかつ前項の上限を超えている場合には、当該学期の全授業科目の履修登録を無効とする。
3 別表1及び別表2に規定する集中授業(特定期間に集中して行う授業をいう。)は、前2項に定める単位数に算入しない。
4 第1項の規定にかかわらず、2年次以降で前年度までの成績評価において、Grade Point Average(以下、「GPA」という。)が3.5以上であり、かつ、前年度までに開講される必修科目を全て修得している場合については、当該年度の履修登録単位数の上限を超えて8単位まで履修登録することができる。なお、GPAの取り扱いについては別に定める。

(他コース、他学科及び他学部の授業科目の履修)

第11条 学生は、他学科及び他学部の授業科目を履修することができるものとし、海洋電子機械工学科の学生については、これにあわせて同学科の他コースの授業科目を履修することができる(各学科が別に定める、所属している学科・コースの学生のみが履修できる授業科目を除くものとする。)。なお、海事システム工学科の学生は、これらの単位を修得しても卒業に必要な単位数に算入しない。

- 2 他学部の授業科目の履修を希望する学生は、「他学部の授業科目の履修願」に希望する授業科目の担当教員の署名又は押印を得て、履修科目の登録期間内に越中島地区事務室に提出しなければならない。
3 第1項に定める他学部の授業科目で、同学部において卒業に必要な単位数に含まない授業科目は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(先行履修)

第11条の2 第4年次の学生は、第20条に定める卒業研究の指導教員が教育上有益であり修学に支障がないと認め、かつ東京海洋大学大学院海洋科学技術研究科博士前期課程(以下「大学院」という。)の授業科目の担当教員が履修可能と認めた場合、6単位を限度として当該授業科目を先行して履修(以下「先行履修」という。)することができる。

- 2 先行履修を希望する学生は、「先行履修許可願」に卒業研究の指導教員及び希望する大学院の授業科目の担当教員の署名又は押印を得て、履修科目の登録期間内に越中島地区事務室に提出しなければならない。
3 先行履修により修得した単位は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(外国人留学生等の履修方法の特例)

第12条 学則第47条に規定する外国人留学生及び外国において相当の期間、中等教育を受けた学生の教育に必要があると認められる場合の履修方法の特例については、別に定める。

(編入学生の履修方法の特例)

第12条の2 学則第27条及び東京海洋大学海洋工学部編入学規則により編入学した学生の履修方法の特例については、別に定める。

第4章 試験、成績評価及び単位の授与等

(定期試験)

第13条 定期試験は、授業科目ごとに、当該授業が終了した学期の終わりに期日を定めて行う。ただし、定期試験以外の試

験をもってこれに代えることができる。

- 2 学生は、履修登録を行った授業科目に限り、定期試験を受けることができる。
- 3 学生は、履修登録を行った授業科目の出席時数が全授業時数の3分の2に満たない場合は、当該科目の定期試験を受けることができない。ただし、東京海洋大学海洋工学部における再履修方法の特例に関する取扱要領又は東京海洋大学海洋工学部における編入学生の履修方法の特例に関する取扱要領による場合にあっては、この限りでない。

(追試験)

第14条 疾病その他やむを得ない事由で定期試験を受けられなかつた学生は、授業担当教員の承諾を得た場合に限り、追試験を受けることができる。

- 2 追試験を受けようとする学生は、当該学期の定期試験の終了後速やかに、追試験願にその事由を証明する診断書等を添えて、授業担当教員の承諾を得たうえで越中島地区事務室に提出しなければならない。
- 3 追試験の実施日は、授業担当教員が指定する。

(追加合格制度)

第14条の2 第13条に規定する定期試験に合格しなかつた学生に対し、追加合格制度を適用することがある。

- 2 追加合格制度について必要な事項は、別に定める。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、平常の学業成績及び定期試験等の成績を総合して行うものとする。

(成績の評価基準)

第16条 成績の評価基準は、次のとおりとする。

成績評価		評価点	評価基準
合格	A+	100～90点	到達目標を達成し、特に優秀な成績を修めている。
	A	89～80点	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている。
	B	79～70点	到達目標を達成し、良好な成績を修めている。
	C	69～60点	到達目標を達成している。
不合格	F	59～0点	到達目標に達していない。

(注) 評価点は、100点を満点とした点数である。

(単位の授与)

第17条 成績評価の結果、合格の評価を得た学生に対しては、所定の単位を授与する。

- 2 前項の規定にかかわらず、学則第54条第3号又は第4号の規定に基づき除籍となつた学生に対しては、入学料納付期日の属する学期又は授業料未納学期における単位を授与しない。

(再履修)

第18条 不合格となつた授業科目の単位を修得するためには、その授業科目を再履修しなければならない。なお、再履修科目が他の履修科目と曜日・時限が重複することはできない。ただし、東京海洋大学海洋工学部における再履修方法の特例に関する取扱要領又は東京海洋大学海洋工学部における編入学生の履修方法の特例に関する取扱要領による場合にあっては、この限りでない。

第5章 進級の要件及び卒業研究

(進級の要件)

第19条 次の各号に掲げる年次への進級の要件は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 第2年次 第1年次の末までに修得した授業科目の単位数の合計が20単位以上あること。
- 二 第3年次 第2年次の末までに修得した授業科目の単位数の合計が65単位以上あり、かつ次の授業科目の単位を全て修得していること。

「Basic English I」

「Basic English II」

「Practical English I」

「微分積分 I」

「線形代数 I」

「物理学」

ただし、海事システム工学科の学生は、次の区分の修得単位数の内、卒業に必要な単位数の合計が65単位以上あること。

総合科目及び基礎教育科目の修得単位数

専門科目中の必修科目の修得単位数

専門科目中の選択科目の修得単位数の内、基盤数理系から修得した4単位を限度とした修得単位数及び船舶管理系又は海事工学系から修得した22単位を限度とした修得単位数を加えた単位数。なお、船舶管理系又は海事工学系から修得した単位数が同数の場合は、海事工学系の単位数を卒業に必要な単位数に算入し、同数でない場合は、修得した単位数が多い系の単位数を卒業に必要な単位数に算入する。

三 第4年次 本学に3年(第3年次に編入学した学生については1年、第2年次に編入学した学生については2年、再入学した学生については学則第20条に定める修業年限から入学年次を控除した数の年数)以上在学(休学期間及び東京海洋大学学生懲戒規則第2条2号の規定により修業年限に算入しない停学期間を除く。)し、かつ第3年次の末までに修得した授業科目の単位数の合計が110単位以上あり、かつ、「GLI演習Ⅰ」または「GLI演習Ⅱ」を修得すること。ただし、海事システム工学科の学生は、次の区分の修得単位数の内、卒業に必要な単位数の合計が110単位以上あること。

総合科目及び基礎教育科目の修得単位数

専門科目中の必修科目の修得単位数

専門科目中の選択科目の修得単位数の内、基盤数理系から修得した4単位を限度とした修得単位数及び船舶管理系又は海事工学系から修得した22単位を限度とした修得単位数を加えた単位数。なお、船舶管理系又は海事工学系から修得した単位数が同数の場合は、海事工学系の単位数を卒業に必要な単位数に算入し、同数でない場合は、修得した単位数が多い系の単位数を卒業に必要な単位数に算入する。

- 2 前項各号に規定する進級の要件となる単位数には、第5条に規定する授業科目の区分ごとに定められた単位数を超えて修得した単位は、算入しない。
- 3 第1項各号に規定する進級の要件に満たない学生であって、第14条第1項の規定による追試験の結果により進級の要件を満たすことができるものについては、教授会の議を経て、当該年次への進級を認めることができる。

(卒業研究)

第20条 卒業研究を履修する学生は、所属する学科の教授、准教授、専任講師及び助教の中から当該教員の許可を得た上で指導教員を選び、その指導を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、所属する学科の長の承認を得た場合は、当該学科以外の教員を指導教員に選び、その指導を受けることができる。
- 3 卒業研究は、第19条第1項第三号の規定に定める第4年次への進級の要件を満たさない学生は、履修することができない。
- 4 卒業研究を履修する学生は、第1項又は第2項に定める指導教員の許可を得た後、「卒業研究履修申請書」を第4年次前学期の履修登録期間内に越中島地区事務室に提出しなければならない。

(卒業論文及びゼミナール)

第21条 学生は、前条に定める卒業研究の成果を、卒業論文として取りまとめるものとする。

- 2 学生は、卒業論文の題目及び研究計画を決定し、第4年次の授業開始日から1ヶ月以内に前条に定める指導教員に提出しなければならない。
- 3 学生は、完成した卒業論文を第4年次の1月末日までに越中島地区事務室に提出しなければならない。
- 4 各学科が定めるゼミナールの単位には、別に定める研究者倫理教育の学修を修了することを含むものとする。

第6章 免許の取得に関する科目

(教育職員の免許取得に関する授業科目)

第22条 学則第37条の規定に基づく、教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする学生の修得しなければならない授業科目、単位及び毎週授業時間数は、別表2に定めるとおりとする。ただし、同表に掲げる授業科目のうち、教職に関する科目は、卒業に必要な単位数に算入しない。

(船舶職員養成施設の種類及び授業科目)

第23条 学則第38条の規定に基づく、船舶職員養成施設の種類及び同施設の修了資格を取得しようとする学生の修得しなければならない授業科目、単位数及び毎週授業時間数は、別表3に定めるとおりとする。

(海技免許講習の課程の種類及び授業科目)

第24条 学則第39条の規定に基づく、海技免許講習の課程の種類及び同講習の課程の修了資格を取得しようとする学生の修得しなければならない授業科目は、別表4に定めるとおりとする。

(ECDIS講習の課程の授業科目)

第25条 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則(昭和26年運輸省令第91号)第4条の4に定める電子海図情報表示装置(ECDIS)講習の課程の修了資格を取得しようとする学生の修得しなければならない授業科目、単位数及び毎週授業時間数は、別表9に定めるとおりとする。

(第一級海上特殊無線技士の授業科目)

第26条 学則第41条の規定に基づく、第一級海上特殊無線技士の資格を取得しようとする学生の修得しなければならない授業科目、単位数及び毎週授業時間数は、別表6に定めるとおりとする。

(グローバル・リーダーシップ・イニシアティブ(GLI)認定コースの授業科目)

第27条 グローバル・リーダーシップ・イニシアティブ(GLI)認定コースの修了資格を取得しようとする学生の修得しなければならない授業科目、単位数及び毎週授業時間数は、別表8に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年海洋大規第250号)

この規則は、平成17年2月10日から施行し、平成16年度入学者から適用する。ただし、第14条の2の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年海洋大規第250-2号)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

2 平成16年度及び平成17年度入学者に係る別表1の2、3(2)及び3(3)、別表2の2(4)及び2(5)並びに別表7については、附則別表のとおりとし、第5条に規定する卒業の要件を読み替えて適用するものとする。

3 この規則の施行日前に学生が履修した授業科目については、改正後の別表に定める授業科目を履修したものとみなす。

附 則(平成18年海洋大規第250-3号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年海洋大規第250-4号)

この規則は、平成19年3月14日から施行し、平成16年度入学者から適用する。

附 則(平成19年海洋大規第250-5号)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成19年3月31日に在学する学生については、改正後の別表1の3(1)及び(2)並びに別表2の2(1)及び(3)の「海運政策論」の項を除き、なお従前の例による。

附 則(平成19年海洋大規第250-6号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年海洋大規第250-7号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表1の3(1)及び(2)に「舶用工業実務論」の項を追加する改正は、平成16年度入学者から適用し、別表1の3(3)及び別表2の2(5)に「港湾ロジスティクス工学」の項を追加する改正、並びに別表2の2(2)及び(5)から「海事情報ネットワーク」の項を削除する改正は、平成18年度入学者から適用する。

附 則(平成21年海洋大規第14号)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、平成21年3月31日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成21年3月31日に在学する学生については、改正後の第11条の2、改正後の第20条、別表1の3(1)及び(2)に「国際輸送実務論」の項を追加する改正、別表1の3(3)に「国際輸送実務論」及び「舶用工業実務論」の項を追加する改正並びに別表3から「当分の間、」を削る改正を除き、なお従前の例による。

附 則(平成22年海洋大規第23号)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表2の1の「総合演習」の項を削り、「教職実践演習(高等学校)」の項を追加する改正は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成22年3月31日に在学する学生については、第9条に第3項を追加する改正、第17条に第2項を追加する改正、第20条に第6項を追加する改正、第21条第2項を改める改正、第22条の見出しを改める改正、第24条を改める改正、別表1の1の備考の欄及び履修単位の項を改める改正、別表1の1の3の履修単位の項にお書きを追加する改正、別表1の3の(2)の「船舶実験(汐路丸)」の項を改め、※を削る改正、別表2の1の注4を追加する改正、同表2の2(2)、(4)及び(5)の備考の欄を改める改正、別表4中海技免許講習の種類を海技免許講習の課程の種類に改め、※を削り注1及び注2を追加する改正、並びに別表6に注を追加する改正を除き、なお従前の例による。

3 附則第2項中、第17条に第2項を追加する改正は、平成17年4月1日から、別表1の1及び同表1の3の履修単位の

項にお書きを追加する改正、別表2の1に注4を追加する改正、別表4中※を削り注1及び注2を追加する改正、並びに別表6に注を追加する改正は、平成16年度入学者から適用する。

附 則（平成24年海洋大規第35号）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表2の改正は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 平成24年3月31日に在学する学生については、別表2の改正を除き、なお従前の例による。

附 則（平成25年海洋大規第8号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表1の2に※5を追加する改正は、平成24年度入学者から適用し、別表1の3（1）、（2）及び（3）中「国際輸送実務論」の項を削る改正は、平成28年度入学者から適用する。
- 2 平成25年3月31日に在学する学生については、別表1の2に※5を追加する改正を除き、なお従前の例による。

附 則（平成26年海洋大規第62号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年3月31日に在学する学生及び施行日から平成28年3月31日までの間に海洋工学部3年次に編入学する学生については、改正後の第28条及び別表8を除き、なお従前の例による。

附 則（平成26年海洋大規第63号）

- 1 この規則は、平成26年4月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 2 平成26年3月31日に在学する学生及び適用日から平成28年3月31日までの間に海洋工学部3年次に編入学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成26年海洋大規第64号）

この規則は、平成26年5月8日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年海洋大規第87号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定めるとおり適用する。

一 第19条第1項第3号及び第20条第3項の改正規定 平成24年度入学者から適用

二 第25条の改正規定及び別表9を追加する改正 平成26年4月1日に在学する学生から適用

三 別表1の3（2）中「電気機器学」の項の改正、「海運経済論」の項の改正、同表（3）中「海事情報システム」の項を削る改正、別表2の2（2）中「海運経済論」の項の改正及び同表（4）中「海事情報システム」の項を削る改正 平成27年3月31日に在学する学生から適用

四 別表2の2（4）中「最適化数学」、「確率論」、「数値解析」、「ラプラス・フーリエ解析」及び「複素解析」の項を追加する改正 平成26年度入学者から適用

- 3 前項第2号に定める別表9の適用において、平成26年4月1日に在学する学生については、「海事システム工学実験演習V」の項を「海事システム工学実験演習I」と「海事システム工学実験演習II」と読み替える。

附 則（平成27年海洋大規第88号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定めるとおり適用する。

一 別表1の3（2）中「国際法」の項の改正、「デジタル情報処理」の項の改正、「知的財産概論」、「海運政策論」及び「海事情報処理」の項を削る改正、同表（3）中「海事情報処理」及び「知的財産概論」の項を削る改正、同表（4）中「国際法」の項の改正、「デジタル情報処理」の項の改正、「知的財産概論」、「海運政策論」及び「海事情報処理」の項を削る改正、別表2の2（2）中「海運政策論」の項を削る改正、同表（3）中「デジタル情報処理」の項の改正及び「海事情報処理」及び「知的財産概論」の項を削る改正、同表（4）中「海事情報処理」及び「知的財産概論」の項を削る改正並びに同表（5）中「海運政策論」の項を削る改正 平成27年3月31日に在学する学生から適用

二 別表1の3（3）中「損害賠償法」の項を追加する改正、別表2の2（3）中「ラプラス・フーリエ解析」、「確率論」、「最適化数学」、「複素解析」及び「数値解析」の項を追加する改正 平成26年度入学者から適用

附 則（平成27年海洋大規第101号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定めるとおり適用する。
 - 一 别表1の3（2）中「知的財産概論」、「海運政策論」及び「海事情報処理」を追加する改正、
同表（3）中「海事情報処理」及び「知的財産概論」を追加する改正、
別表2の2（2）中「海運政策論」を追加する改正、
同表（3）中「知的財産概論」及び「海事情報処理」を追加する改正、

同表(4)中「海事情報処理」及び「知的財産概論」を追加する改正
平成26年3月31日に在学する学生のみ適用

- 二 別表1の3(3)中「海事情報システム」を追加する改正,
別表2の2(4)中「海事情報システム」を追加する改正
平成27年3月31日に在学する学生のみ適用

附 則(平成27年海洋大規第128号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に在学する学生については、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定めるとおり適用する。
 - 一 第4条第1項の改正規定 平成28年3月31日に在学する学生から適用
 - 二 別表1の3(3)中「オペレーティングシステム論」の項を削る改正、別表2の2(2)中「機関システム工学入門」の項を追加する改正、同表(3)中「計算機科学」の項を追加する改正、同表(4)中「計算機科学」の項を追加する改正、「オペレーティングシステム論」の項を削る改正及び同表(5)中「機関システム工学入門」の項を追加する改正 平成28年度入学者から適用
 - 三 別表1の1(1)中「文学」の項の改正、同表(2)中「文学」の項の改正及び別表1の3(3)中「安全工学」の項の改正 平成26年度入学者から適用

附 則(平成28年海洋大規第134号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表3に科目を追加する改正は、平成26年度入学者から適用する。

附 則(平成28年海洋大規第135号)

この規則は、平成28年4月1日から施行し、平成26年度入学者から適用する。

附 則(平成29年海洋大規第48号)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日に在学する学生並びに施行日から平成30年3月31日までの間に2年次に編入学する学生及び平成31年3月31日までの間に3年次に編入学する学生については、なお従前の例による。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定めるとおり適用する。

- 一 第11条の改正規定、別表1の2(1)及び(2)中履修単位の欄に「ただし、原則として当該年度前学期に履修した2年次学生が履修することができる」を追加する改正、3(1)中「短期学外実習(海外)」及び「長期学外実習(海外)」の項を追加する改正、同表(2)中「短期学外実習(海外)」、「長期学外実習(海外)」及び「機関実務実習」の項を追加する改正並びに「学外実習」の項の改正並びに履修単位の欄に「*注 「海洋開発環境エネルギー概論」及び「機関実務実習」は、卒業要件に含めない。」中の「機関実務実習」を追加する改正、同表(3)中「短期学外実習(海外)」及び「長期学外実習(海外)」の項を追加する改正並びに「学外実習」の項の改正、同表(4)中「短期学外実習(海外)」、「長期学外実習(海外)」及び「機関実務実習」の項を追加する改正並びに「学外実習」の項の改正並びに履修単位の欄に「*注 「海洋開発環境エネルギー概論」及び「機関実務実習」は、卒業要件に含めない。」中の「機関実務実習」を追加する改正、別表2の2(2)中「機関実務実習」の項を追加する改正、同表(5)中「機関実務実習」の項を追加する改正、別表4の2(2)中「機関実務実習」の項を追加する改正 平成29年4月1日に在学する学生から適用

- 二 別表1の3(1)中「海洋開発環境エネルギー概論」の項を追加する改正及び「海事システム工学実験演習V」の項の改正並びに履修単位の欄に「*注 「海洋開発環境エネルギー概論」及び」を追加する改正、同表(2)中「海洋開発環境エネルギー概論」の項を追加する改正並びに履修単位の欄に「*注 「海洋開発環境エネルギー概論」及び「機関実務実習」は、卒業要件に含めない。」中の「海洋開発環境エネルギー概論」を追加する改正、同表(3)中「海洋開発環境エネルギー概論」の項を追加する改正並びに履修単位の欄に「*注 海洋開発環境エネルギー概論」は、卒業要件に含めない。」を追加する改正、別表4の1)中「海事システム工学実験演習V」の項の改正 平成26年度入学者から適用

- 三 別表1の3(4)中「海洋開発環境エネルギー概論」の項を追加する改正並びに履修単位の欄に「*注 「海洋開

「発環境エネルギー概論」及び「機関実務実習」は、卒業要件に含めない。」中の「海洋開発環境エネルギー概論」を追加する改正 平成 28 年度入学者から適用

附 則（平成 31 年海洋大規第 15 号）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日に在学する学生並びに施行日から平成 32 年 3 月 31 日までの間に 2 年次に編入学する学生及び平成 33 年 3 月 31 日までの間に 3 年次に編入学する学生については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年海洋大規第 5 号）

- 1 この規則は、令和 2 年 2 月 13 日から施行し、令和 2 年度入学者から適用する。
- 2 ただし、次の各号に掲げる改正規定は、当該各号に定めるとおり適用する。

一 別表 8 の必修科目（2）中「短期学外実習（海外）」及び「長期学外実習（海外）」の項を追加する改正、同表選択科目（2）中「海洋開発環境エネルギー概論」、「学外実習」、「短期学外実習（海外）」及び「長期学外実習（海外）」の項を追加する改正 平成 31 年 3 月 31 日に在学する学生から適用

二 別表 8 の必修科目（2）中「短期学外実習 I（海外）」、「短期学外実習 II（海外）」、「長期学外実習 I（海外）」及び「長期学外実習 II（海外）」の項を追加する改正、同表選択科目（1）中「Interactive English III」及び「Interactive English IV」の項を追加する改正、同表選択科目（2）中「短期学外実習 I（海外）」、「短期学外実習 II（海外）」、「長期学外実習 I（海外）」及び「長期学外実習 II（海外）」の項を追加する改正 平成 31 年度入学者から適用

附 則（令和 3 年海洋大規第 14 号）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 3 年 3 月 31 日に在学する学生並びに施行日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に 2 年次及び 3 年次に編入学する学生並びに令和 5 年 3 月 31 日までの間に 3 年次に編入学する学生については、第 10 条第 4 項の改正を除き、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年海洋大規第 158 号）

この規則は、令和 3 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（令和 4 年海洋大規第 22 号）

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日に在学する学生並びに施行日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に 2 年次及び 3 年次に編入学する学生並びに令和 6 年 3 月 31 日までの間に 3 年次に編入学する学生については、別表 8 の改正を除き、なお従前の例による。

(別表1)

授業科目及び単位数

1 総合科目

(1) 海事システム工学科・海洋電子機械工学科(商船教員養成コース以外)・流通情報工学科

授業科目	単位数 必修 選択	毎週授業時間数								備考	
		1年次		2年次		3年次		4年次			
		前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
共通導入科目											
フレッシュマンセミナー	1		集								
海洋生命科学概論	1		1								
海洋工学概論	1		1								
海洋資源環境学概論	1		1								
情報リテラシー	2		2								
日本語表現法	2			2							
文化学系											
文化人類学		2			2					4単位以上	
民族誌		2				2					
文学		2					2				
歴史学		2						2			
水中考古学		2					2				
哲学・科学論系											
哲学		2	2							4単位以上	
論理学		2			2						
倫理学		2						2			
心理学		2		2							
科学論		2				2					
社会科学系											
経済学		2		2						4単位以上	
民法		2			2						
日本国憲法		2		2							
国際政治学		2				2					
社会学		2					2				
健康・スポーツ系											
スポーツI	1		2							2単位以上	
スポーツII	1			2							
健康科学		2		2							
生涯スポーツI		1			集						
生涯スポーツII		1				集					

(2) 海洋電子機械工学科機関システム工学コース (商船教員養成コース)

授業科目	単位数		毎週授業時間数								備考
			1年次		2年次		3年次		4年次		
	必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
共通導入科目											
フレッシュマンセミナー	1		集								
海洋生命科学概論	1		1								
海洋工学概論	1		1								
海洋資源環境学概論	1		1								
情報リテラシー	2		2								
日本語表現法	2			2							
文化学系											
文化人類学		2			2						4単位以上
民族誌		2				2					
文学		2					2				
歴史学		2						2			
水中考古学		2					2				
哲学・科学論系											
哲学		2	2								4単位以上
論理学		2			2						
倫理学		2						2			
心理学		2		2							
科学論		2				2					
社会科学系											
経済学		2		2							日本国憲法を含む 4単位以上
民法		2			2						
日本国憲法	2			2							
国際政治学		2				2					
社会学		2					2				
健康・スポーツ系											
スポーツI	1		2								2単位以上
スポーツII	1			2							
健康科学		2		2							
生涯スポーツI		1			集						
生涯スポーツII		1				集					

2 基礎教育科目

(1) 海事システム工学科・海洋電子機械工学科（商船教員養成コース以外）・流通情報工学科

(2) 海洋電子機械工学科機関システム工学コース（商船教員養成コース）

3 専門科目

(1) 海事システム工学科

分 野	授 業 科 目	単 位 数		毎 週 授 業 時 間 数								備 考
				1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次		
		必 修	選 択	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	I	
基礎専門科目系	海事システム工学概論	2			2							
	電気工学	2			2							
	船舶基礎力学	2				2						
	電子通信工学	2				2						
	信号情報処理	2				2						
	アルゴリズム	2				2						
	大気環境学	2				2						
	抵抗推進論	2					2					
	計測工学Ⅰ	2					2					
	航海システムⅠ	2					2					
	運航管理	2						2				
	船体管理	2							2			
基盤数理系	ラプラス・フーリエ解析			2			2					
	最適化数学			2			2					
	確率論			2				2				
	振動と波動			2				2				
	複素解析			2				2				
	数値解析			2					2			
船舶管理系	海運経営論			2			2					
	船舶安全工学			2				2				
	保険契約法			2					2			
	損害賠償法			2					2			
	海運実務論			2					2			
	海上危機管理論			2						2		
	海洋環境学			2				2				
	国際法			2				2				
	船舶運動論			2					2			
	輸送管理			2						2		
	海商法			2					2			
	組織管理論			2					2			
海事工学系	信頼性工学			2			2					
	海事情報処理			2				2				
	通信ネットワーク			2				2				
	計測工学Ⅱ			2					2			
	船舶制御			2						2		
	舶用工業実務論			2						2		
	船体構造論			2				2				
	浮体運動論			2						2		
	航海システムⅡ			2					2			
	航海システムⅢ			2							2	
	制御工学			2					2			
	マリナーズファクターと安全運航			2							2	
	機関システム工学概論			2							2	

(2) 海洋電子機械工学科（商船教員養成コース以外）

分 野	授 業 科 目	単 位 数		毎 週 授 業 時 間 数								備 考	
		機関シス テム工学 コース	制御シス テム工学 コース	1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次			
		必 修	選 択	必 修	選 択	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	I	II
機関系	機関システム工学入門	2		2				2					
	ターボ動力工学I	2		2					2				
	ターボ動力工学II		2		2					2			
	ガスターピン工学		2		2						2		
	内燃機関工学I	2		2					2				
	内燃機関工学II		2		2					2			
	エネルギー工学	2		2						2			
	海洋流体工学		2		2						2		
	原子力機関工学		2		2						2		
	補助機械工学	2		2					2				
	冷凍空調工学		2		2					2			
	流体機械工学		2		2						2		
	電気工学	2		2					2				
	電気機器学		2		2					2			
	電気推進基礎論		2		2						2		
機械系	機関システム管理工学		2		2						2		
	材料力学	2		2				2					
	機械力学	2		2					2				
	トライボロジー		2		2						2		
	金属材料学	2		2				2					
	環境材料学		2		2				2				
	工業熱力学	2		2				2					
	伝熱工学		2		2				2				
	流体工学	2		2				2					
	機械設計製図	2		2						3	3		
	機械加工工学		2		2		2						
	材料物理工学		2		2				2				
電子・制御系	計算物理学		2		2						2		
	ロボット工学I	2		2						2			
	ロボット工学II		2		2						2		
	水中機器学		2		2							2	
	ソフトウェア工学		2		2				2				
	制御工学I	2		2					2				
	制御工学II		2		2					2			
	応用制御工学		2		2						2		
	基礎電子工学	2		2				2					
	半導体工学		2	2						2			
	電子回路論		2		2						2		
	振動と波動		2		2				2				
	計測工学		2		2					2			
	化学エネルギー変換工学		2		2						2		

その他A	船舶工学I		2	2		2						
	船舶工学II		2	2			2					
	船舶医学		2	2					2			
	機関英語I		2	2				2				
	機関英語II		2						2			
	海事法概論		2	2						2		
	国際法		2	2					2			
	海運経営論		2	2			2					
	海運実務論		2	2					2			
その他B	信号情報処理		2	2				2				
	信頼性工学		2	2				2				
	ラプラス・フーリエ解析		2	2		2						
	確率論		2	2			2					
	最適化数学		2	2		2						
	複素解析		2	2			2					
	データ構造とアルゴリズム		2	2		2						
	機械学習		2	2				2				
	数値解析		2	2					2			
	船用工業実務論		2	2					2			
	海洋開発環境エネルギー概論		3	3				集				
実験・実習等	電子機械工学実習		2	2			3	3				
	電子機械工学実験		2	2					3	3		
	制御システム工学演習			1						集		
	材料・機械力学演習		1	1					2			
	熱流体工学演習		1	1					2			
			1						集			
	船舶実験（汐路丸）			1					集			
	電子機械工学ゼミナール		1	1					2			
	キャリア形成論			2	2		集					
	学外実習		1	1			集		集			
	短期学外実習I（海外）		1	1			集		集			
	短期学外実習II（海外）		1	1			集		集			
	長期学外実習I（海外）		2	2			集		集			
	長期学外実習II（海外）		2	2			集		集			
	卒業研究		5	5								
	海洋実習		1	1	集							
	短艇実習		1	1		1.5	1.5					
	船舶実習I		3	3	集			集				
	船舶実習II		2						集			
	船舶実習III			5						集		
	機関実務実習			1						集		
	職業指導（商船）			2						2	※3	
	職業指導（工業）				2					2	※4	
	商船科指導法I			2				2			※3	
	商船科指導法II			2					2		※3	
	工業科指導法I				2			2			※4	
	工業科指導法II				2				2		※4	

	<p>海洋電子機械工学科</p> <p>機関システム工学コース 卒業要件 74 単位 内訳 必修科目 50 単位 選択科目 24 単位</p> <p>選択科目内訳 機関系分野から 6 単位 その他A分野から 6 単位 分野を問わず 12 単位</p> <p>制御システム工学コース 卒業要件 74 単位 内訳 必修科目 51 単位 選択科目 23 単位</p> <p>選択科目内訳 機械系分野から 4 単位 電子・制御系分野から 6 単位 その他B分野から 6 単位 分野を問わず 7 単位</p>
履修単位	<p>選択科目的単位は他コース、他学科及び他学部の専門科目 6 単位を含むことができる。なお、第12条の適用を受ける外国人留学生等にあっては、他学部の専門科目に振り替えることができる同学部の外国人留学生代替科目的単位を含むことができる。ただし、他学部の専門科目で、同学部において卒業に必要な単位数に含まない授業科目を除く。</p> <p>※1 「海洋開発環境エネルギー概論」「短期学外実習II（海外）」「長期学外実習II（海外）」「機関実務実習」「職業指導（商船）」「職業指導（工業）」「商船科指導法I」「商船科指導法II」「工業科指導法I」「工業科指導法II」は、卒業要件に含めない。</p> <p>※2 他学部開講科目の「海外派遣キャリア演習I」及び「海外派遣キャリア演習II」は、卒業要件に含めない。</p> <p>※3 高等学校教諭一種免許状（商船）を取得するためには、「職業指導（商船）」「商船科指導法I」「商船科指導法II」の単位を修得すること。</p> <p>※4 高等学校教諭一種免許状（工業）を取得するためには、「職業指導（工業）」「工業科指導法I」「工業科指導法II」の単位を修得すること。</p>

(3) 流通情報工学科

授業科目	単位数		毎週授業時間数								備考	
			1年次		2年次		3年次		4年次			
	必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期		
ロジスティクス概論	2		2									
物流施設計画学		2		2								
コンテナ輸送工学	2			2								
物流管理工学	2				2							
物流リスク工学		2			2							
流通最適化工学	2					2						
流通基盤計画学	2					2						
港湾環境工学		2					2					
データベース工学		2				2						
流通オペレーションズ・リサーチ		2					2					
作業管理工学		2					2					
交通計画学		2					2					
流通データ分析		2						2				
通関実務論		2					2					
データサイエンス		2					2					
基礎プログラミング演習	1			2								
データサイエンス演習	1					2						
応用プログラミング	2				2							
流通情報システム	2					2						
機械学習		2					2					
データ構造とアルゴリズム	2				2							
最適化数学		2			2							
確率論	2					2						
数値解析		2						2				
国際経済論	2					2						
交通経済論	2				2							
国際交通論		2					2					
物流・交通政策の経済分析		2						2				
流通経済論	2				2							
流通チャネル論		2						2				
産業政策論	2					2						
産業経済論		2					2					
保険契約法	2							2				
損害賠償法	2						2					
マーケティング論		2						2				
流通情報工学ゼミナールI	1						2					
流通情報工学ゼミナールII	1							2				
流通情報工学実験	1					3						
流通情報工学演習	1						2					
卒業研究	5											
キャリア形成論		2				集						
学外実習		1				集		集				
短期学外実習I(海外)		1				集		集				
短期学外実習II(海外)		1				集		集				
長期学外実習I(海外)		2				集		集				
長期学外実習II(海外)		2				集		集				
職業指導(工業)		2							2		※3	
工業科指導法I		2					2				※3	
工業科指導法II		2						2			※3	
ラプラス・フーリエ解析		2			2							
複素解析		2				2						
通信ネットワーク		2						2				
衛星測位工学		2					2					
安全工学		2					2					
舶用工業実務論		2						2				
海洋開発環境エネルギー概論		3						集				

(4) 海洋電子機械工学科機関システム工学コース (商船教員養成コース)

分野	授業科目	単位数			毎週授業時間数						備考		
					1年次		2年次		3年次		4年次		
		必修	選択必修	選択	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	I	II
機関系	機関システム工学入門	2				2							
	ターボ動力工学I	2						2					
	ターボ動力工学II		2						2				
	ガスタービン工学		2							2			
	内燃機関工学I	2					2						
	内燃機関工学II		2						2				
	エネルギー工学	2							2				
	海洋流体工学			2						2			
	原子力機関工学		2							2			
	補助機械工学	2						2					
	冷凍空調工学		2						2				
	流体機械工学		2							2			
	電気工学	2					2						
	電気機器学		2						2				
	電気推進基礎論		2							2			
	機関システム管理工学		2							2			
機械系	材料力学	2				2							
	機械力学	2					2						
	トライボロジー			2						2			
	金属材料科学	2				2							
	環境材料科学			2			2						
	工業熱力学	2					2						
	伝熱工学			2				2					
	流体工学	2					2						
	機械設計製図	2							3	3			
	機械加工工学			2		2							
	材料物理工学		2						2				
	計算物理学		2							2			
電子・制御系	ロボット工学I	2							2				
	ロボット工学II			2						2			
	水中機器学		2								2		
	ソフトウェア工学		2						2				
	制御工学I	2						2					
	制御工学II			2					2				
	応用制御工学		2							2			
	基礎電子工学	2				2							
	半導体工学			2					2				
	電子回路論		2							2			
	振動と波動		2				2						
	計測工学		2						2				
	化学エネルギー変換工学		2							2			
その他A	船舶工学I		2			2							
	船舶工学II		2				2						
	船舶医学		2							2			
	機関英語I	2						2					
	機関英語II	2							2				
	海事法概論	2								2			
	国際法	2							2				
	海運経営論	2						2					
	海運実務論		2						2				
	信号情報処理			2					2				
	信頼性工学			2					2				

(別表2)

1. 教員免許状の授与資格を得るために履修すべき教科及び教職に関する授業科目及び単位数等

(1) 教育の基礎的理解に関する科目等及び文部科学省令で定める科目

区分	免許 教科	授業科目	単 位 数	毎週授業時間数								備考	
				1年次		2年次		3年次		4年次			
				前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後学期		
教育の基礎的理解に関する科目等	共通	現代教師論	2		2							教職選択必修注1	
		教育原理	2			2							
		教育心理学	2			2							
		特別支援教育概論	1				集						
		教育行政学	2				集						
		比較教育制度論	2				集						
		教育方法・情報通信技術活用論	2				2						
		教育相談	2					集					
		生徒・進路指導	2					2					
		教育課程論	1					集					
		特別活動及び総合的な探究の時間の指導法	2						集				
		教職実践演習(高等学校)	2							集			
		教育実習事前事後指導	1							集			
		教育実習	2							集			
文部科学省令で定める科目	共通	情報リテラシー	2	毎週の授業時間数については、別表1の総合科目のとおり									
		日本国憲法	2										
		スポーツI	1										
		スポーツII	1										
		Basic English I	1										
		Basic English II	1										
		Practical English I	1										
		Practical English II	1										

注1 「教育行政学」「比較教育制度論」から1科目選択必修

注2 第12条の適用を受ける外国人留学生等が、「Basic English I・II」「Practical English I・II」の何れかの単位修得に代えて、別に定める

外国人留学生等に特例として開設する授業科目の単位を修得した場合には、第22条に規定する教員の免許状授与の所要資格を取得することはできない。

2 教科及び教科の指導法に関する科目

(1) 商船

以下の表の中から3~6単位以上修得すること。

海事システム工学科	海洋電子機械工学科 機関システム工学コース (商船教員養成コースを含む)	備 考
商船科指導法 I ※	商船科指導法 I ※	※のついた4科目(8単位) は全て修得する必要がある。
商船科指導法 II ※	商船科指導法 II ※	
機関システム工学概論 ※	機関システム工学入門 ※	
職業指導(商船) ※	職業指導(商船) ※	
大気環境学	ターボ動力工学I	単位数及び毎週授業時間数は、 (別表1) 3のとおり
抵抗推進論	ターボ動力工学II	
航海システム I	ガスタービン工学	
運航管理	内燃機関工学I	
保険契約法	内燃機関工学II	
海上危機管理論	エネルギー工学	
海洋環境学	原子力機関工学	
国際法	補助機械工学	
船舶運動論	冷凍空調工学	
組織管理論	流体機械工学	
計測工学 II	電気工学	
船体構造論	電気機器学	
航海システム II	電気推進基礎論	
航海システム III	機関システム管理工学	
マリナーズファクターと安全運航	船舶工学 I	
海事システム工学ゼミナール I	船舶工学 II	
船舶実験 II (汐路丸)	船舶医学	
海洋実習	機関英語 I	
短艇実習	機関英語 II	
船舶実験 I (汐路丸)	海事法概論	
航海英語 I	国際法	
航海英語 II	海運経営論	
海事法規	材料・機械力学演習	
船舶医学	熱流体工学演習	
国際海事訓練セミナー	船舶実験(汐路丸)	
	電子機械工学ゼミナール	
	海洋実習	
	短艇実習	
	機関実務実習	

(2) 工業

以下の表から 36 単位以上修得すること。

海事システム工学科	海洋電子機械工学科 制御システム工学コース	流通情報工学科	備 考
工業科指導法 I ※	工業科指導法 I ※	工業科指導法 I ※	
工業科指導法 II ※	工業科指導法 II ※	工業科指導法 II ※	
計算機科学 ※	計算機科学 ※	計算機科学 ※	
職業指導（工業）※	職業指導（工業）※	職業指導（工業）※	
海事システム工学概論	海洋流体工学	物流施設計画学	※のついた 4 科目（8 単位）は全て修得する必要がある。 単位数及び毎週授業時間数は、 （別表 1）3 のとおり 計算機科学のみ（別表 1）2 を 参照すること
電気工学	材料力学	コンテナ輸送工学	
船舶基礎力学	機械力学	物流管理工学	
電子通信工学	トライボロジー	物流リスク工学	
信号情報処理	金属材料学	流通最適化工学	
安全工学	環境材料学	流通基盤計画学	
信頼性工学	工業熱力学	港湾環境工学	
海事情報処理	伝熱工学	データベース工学	
浮体運動論	流体工学	流通オペレーションズ・リサーチ	
制御工学	機械設計製図	作業管理工学	
海事システム工学実験演習 I	機械加工工学	交通計画学	
海事システム工学実験演習 II	材料物理工学	流通データ分析	
海事システム工学実験演習 III	計算物理学	データサイエンス	
海事システム工学実験演習 IV	ロボット工学 I	基礎プログラミング演習	
Topics in Maritime Linguistics	ロボット工学 II	データサイエンス演習	
海事システム工学実験演習 V	水中機器学	応用プログラミング	
アルゴリズム	ソフトウェア工学	流通情報システム	
計測工学 I	制御工学 I	機械学習	
通信ネットワーク	制御工学 II	データ構造とアルゴリズム	
ラプラス・フーリエ解析	応用制御工学	流通情報工学ゼミナール I	
最適化数学	基礎電子工学	流通情報工学ゼミナール II	
確率論	制御システム工学演習	流通情報工学実験	
振動と波動	半導体工学	流通情報工学演習	
複素解析	電子回路論	通信ネットワーク	
数値解析	振動と波動	衛星測位工学	
	計測工学	安全工学	
	化学エネルギー変換工学	最適化数学	
	信号情報処理	確率論	
	信頼性工学	数値解析	
	データ構造とアルゴリズム	ラプラス・フーリエ解析	
	機械学習	複素解析	
	電子機械工学実習		
	電子機械工学実験		
	ラプラス・フーリエ解析		
	確率論		
	最適化数学		
	複素解析		
	数値解析		

(別表3)

船舶職員養成施設の修了資格を得るために履修すべき授業科目

(1) 海事システム工学科

養成施設の種類 必修履修科目の区分 授業科目	三級海技士（航海）第一種養成施設 毎週授業時間数												備考	
	1年次		2年次		3年次		4年次		前 学 期		後 学 期			
	単位数	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	前 学 期	後 学 期	I	II					
基礎教育科目														
学部共通科目														
航海システム概論														
専門科目														
電気工学														
船舶基礎力学														
電子通信工学														
大気環境学														
抵抗推進論														
計測工学Ⅰ														
航海システムⅠ														
運航管理														
船体管理														
海洋環境学														
国際法														
船舶運航論														
輸送管理														
海商法														
組織管理論														
船体構造論														
浮体運動論														
航海システムⅡ														
航海システムⅢ														
制御工学														
マリナーズファクターと安全運航														
機器システム工学概論														
海事システム工学実験演習Ⅰ														
海事システム工学実験演習Ⅱ														
海事システム工学実験演習Ⅲ														
海事システム工学実験演習Ⅳ														
船舶実験Ⅱ（汐路丸）														
海洋実習														
船舶実習Ⅰ														
海事法規														
船舶医学														
船舶実習Ⅱ														
船舶実習Ⅲ														

単位数及び毎週授業時間数は、(別表1) 2 基礎教育科目のとおり

単位数及び毎週授業時間数は、(別表1) 3 (1) 海事システム工学科のとおり

船舶実習Ⅰ、船舶実習Ⅱ及び船舶実習Ⅲについては、独立行政法人海技教育機構において実施する。

(2) 海洋電子機械工学科機関システム工学コース（商船教員養成コースを含む。）

養成施設の種類		三級海技士（機関）第一種養成施設								
必修履修科目の区分		毎週授業時間数								備考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
授業科目	単位数	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	前学期	後学期	
専門科目										
ターボ動力工学Ⅰ										船舶実習Ⅰ、船舶実習Ⅱ及び船舶実習Ⅲについては、独立行政法人海技教育機構において実施する。
ターボ動力工学Ⅱ										
内燃機関工学Ⅰ										
内燃機関工学Ⅱ										
補助機械工学										
電気工学										
電気機器工学										
材料力学										
金属材料工学										
工業熱力学										
流体工学										
機械設計製図										
制御工学Ⅰ										
基礎電子工学										
船舶工学Ⅰ										
船舶工学Ⅱ										
船舶医学										
海事法概論										
電子機械工学実験										
船舶実験（汐路丸）										
海洋実習										
短艇実習										
船舶実習Ⅰ										
船舶実習Ⅱ										
船舶実習Ⅲ										

単位数及び毎週授業時間数は、（別表1）3（2）海洋電子機械工学科（商船教員養成コース以外）及び（4）海洋電子機械工学科工学科機関システム工学コース（商船教員養成コース）のとおり

(別表4)

海技免許講習の課程の修了資格を得るために履修すべき授業科目

(1) 海事システム工学科

授業科目	単位数	海技免許講習の課程の種類				
		レーダー観測者講習	レーダー・自動衝突予防援助装置(ARPA)シミュレータ講習	救命講習	消火講習	上級航海英語講習
海事システム工学実験演習III	2	◎	◎	◎	◎	
海事システム工学実験演習IV	2	◎	◎	◎	◎	
海事システム工学実験演習V	4	◎	◎	◎	◎	
海洋実習	1			◎		
船舶実験II(汐路丸)	2			◎	◎	
短艇実習	1			◎		
船舶実験I(汐路丸)	1			◎		
航海英語I	2					◎
航海英語II	2					◎
Practical English I	1					◎
Practical English II	1					◎

注1 ◎印は、海技免許講習の課程の種類ごとに履修しなければならない授業科目を表す。

注2 第12条の適用を受ける外国人留学生等が、「Practical English I」「Practical English II」の単位修得に代えて、別に定める外国人留学生等に特例として開設する授業科目の単位を修得した場合には、第24条に規定する海技免許講習の課程の修了資格を取得することはできない。

(2) 海洋電子機械工学科機関システム工学コース(商船教員養成コースを含む。)

授業科目	単位数	海技免許講習の課程の種類		
		機関救命講習	消火講習	上級機関英語講習
船舶実験(汐路丸)	1	◎	◎	
機関実務実習	1	◎	◎	
船舶医学	2	◎		
海洋実習	1	◎		
短艇実習	1	◎		
機関英語I	2			◎
機関英語II	2			◎
Practical English I	1			◎

注1 ◎印は、海技免許講習の課程の種類ごとに履修しなければならない授業科目を表す。

注2 第12条の適用を受ける外国人留学生等が、「Practical English I」の単位修得に代えて、別に定める外国人留学生等に特例として開設する授業科目の単位を修得した場合には、第24条に規定する海技免許講習の課程の修了資格を取得することはできない。

(別表5) 削除

(別表6)

第一級海上特殊無線技士の資格を得るために履修すべき授業科目

海事システム工学科

必修履修科目の区分	授業科目	毎週授業時間数								備考
		1年次		2年次		3年次		4年次		
単位数	授業科目	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後学期	
I	II									
総合科目										
外国語系	Practical English I									
専門科目	電子通信工学									
	海事システム工学実験演習II									
	海事システム工学実験演習III									
	海事システム工学実験演習IV									
	海事システム工学実験演習V									
	船舶実験II(汐路丸)									
	短艇実習									
	船舶実験I(汐路丸)									
	海上無線法規									
	航海英語I									
	航海英語II									

注 第12条の適用を受ける外国人留学生等が、「Practical English I」の単位修得に代えて、別に定める外国人留学生等に特例として開設する授業科目の単位を修得した場合には、第26条に規定する第一級海上特殊無線技士の資格を取得することはできない。

(別表7) 削除

(別表8)

グローバル・リーダーシップ・イニシアティブ (GLI) 認定コースの修了資格を得るために履修すべき授業科目

フランス語IV	
スペイン語I	
スペイン語II	
スペイン語III	
スペイン語IV	
中国語I	
中国語II	
中国語III	
中国語IV	
履修単位	<p>1. 英語科目については、表中1科目以上の単位を修得すること。</p> <p>2. 全学科共通科目については、表中10科目以上の単位を修得すること。</p> <p>3. 全学科共通科目のうち必修科目に同名科目がある科目については、必修科目または選択科目のいずれかでしか認定されない。</p>

(別表9)

電子海図情報表示装置（ECDIS）講習の課程の修了資格を得るために履修すべき授業科目

海事システム工学科